

ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(17)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁判傍聴のお願い

第18回口頭弁論は5月30日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。また、この日に統一弁護団会議が前橋で開催されます。この期日で、証人の採否が決まる可能性があり、そのため、他の1都4県の統一弁護団弁護士らも大挙裁判に詰め掛ける予定です。また、裁判後の弁護士会館での報告集会でも、統一弁護団弁護士らを交えた活発な意見交換が行われますので、是非、裁判ならびに報告集会に奮ってご参加ください。今回は特別の口頭弁論ですので友人やご家族をお誘いのうえ、多くの皆さんの傍聴をお願いいたします。

第14回 裁判の目—証人尋問の現実化—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

前回に引き続き、他地裁における証人採用の詳細をご報告いたします。特に、水戸地裁で治水の大熊孝元新潟大学教授が採用されたことは大きいと思います。

① 水戸地裁：尋問の日時と具体的な証人が決まりました。

7月15日—利水の証人：嶋津氏、原告柏村氏、茨城県の職員根本氏（被告よりの証人を「敵性証人」と称します。）、茨城県の職員仙波氏

7月29日—治水の証人：大熊氏、元国交省職員の川崎氏、茨城県職員の早乙女氏

② 東京地裁：尋問の日時と利水の証人が決まっています。

6月20日—利水の証人：嶋津氏、原告遠藤氏、東京都の利水担当職員

7月30日—証人は未定

今後、千葉、さいたま、宇都宮でもぞくぞくと証人採用が実現すると見込まれます。

前橋でも、必ず、多数の証人の採用を獲得したいと思います。

以上

会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 康

平成19年度 定期総会報告

4月25日(金) 第17回口頭弁論のあと、総会が開催されました。総会では収支決算報告、事業報告、代表選出などが行われました。新代表に太田市の浦野稔さんが選出されました。今後ともご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

八ツ場ダム関係記事紹介

2008.5.16 毎日新聞

費用負担の下流都県も検証

長野原町で建設が進む八ツ場ダムの費用を負担する群馬、東京、千葉、埼玉、茨城、栃木の都県議でつくる「八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が19日、発足する。群馬の自民、公明を除く超党派の県議が呼び掛け、約55人が参加する見込み。6都県議が連携してダムの必要性や安全性を検証するとともに、水没地区住民の生活再建を目指す。

1都5県議の会発足へ

「八ツ場ダム、必要か」

発起人となつたのは2月に発足した「八ツ場ダムを考える群馬県議会議員の会」14人のうち6人。事業費を負担する下流都県も含めた会の発足を提起し、参加を募った。

会の目的は①ダムの必要性の徹底検証②ダム事業の実態調査③水没地区住民の生活再建を支援——の3点。19日に東京都内で結成会を開き、会員間で情報交換や勉強会、現地視察を重ねながら、国や県に対し要請を行っていくことを確認する。

会員の内訳は群馬13人▽東京16人▽千葉10人▽

水没地区住民の生活再建も

△▽埼玉13人▽茨城2人▽栃木1人——程度になる見込み。今後はう促すという。

見直し機運高まる

計画浮上から平成21年たった今、八ツ場ダムをめぐる議論が加熱している。「1都5県議の会」の誕生は、それを見極める出来事だ。一つは、公共事業見直しの機運が高まっている。民主党が05年9月の衆院選で党のマニフェストに初めて八ツ場ダムの見直しを盛り込み、同党の大河原雅子氏が代表質問で「福田ダム」と批判。地元・群馬では昨年4月の県議選で、公明以外が反対になり、賛成68、反対56となり、競った。

「1都5県議の会」は6都県議会で承認されたが、東京都は自民、公明以外が反対に回り、賛成68、反対56となり、競った。

会の主な目的は、下流都県が負担する支出が適切かどうかの検討だ。一つの議会でも支出が否決されれば、ダム事業は見直しを余儀なくされる。県特定ダム対策課は「想定したくもないが（否決されれば）いろいろな不測の事態が起きると警戒する。

発起人の一人、角倉邦良県議（リベラル群馬）は「生活再建を優先させながら、ダムが本当に必要かどうかを検討する組織にしたい」と話している。

◆八ツ場ダム事業費にかかる下流都県の負担				
ダム事業費	水源地域整備計画事業費	※利根川水源地域対策基金	合計	円。うち4割にある
群馬	234	42	3	279
東京	871	131	16	1018
千葉	505	61	8	574
埼玉	953	143	18	1114
茨城	269	26	3	298
栃木	10	—	—	10

※基金は08年度までの支出額、単位は億円

403億円を下流都県が負担する。生活再建が行われる。事業や道路の高規格化など総事業費4600億円で処理できないため、補うために、これまでに48億円が投じられた。

2008.5.20 朝日新聞

八ツ場ダム 6都県議が会結成

見直しも視野に活動

国営八ツ場ダムについて疑問を持つ6都県議が19日、都内で「八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会」の結成総会を開いた。35人が出席し、今後、ダムの必要性の検証や事業の実態調査と監視などにあたることで合意した。将来的にはダム事業の見直しも視野に入れ、実現した場合の地元の生活再建の必要性についても下流都県の理解を得るために月議会終了後にも会として現地を視察する。

群馬県議の有志の呼びかけに応じる形で、18日時点で計61人（東京20人、群馬14人、埼玉12人、千葉12人、栃木1人、茨城2人）が入会。民主党系会派所属の議員が最も多いが、自民党系の議員もいる。群馬からは「八ツ場ダムを考える群馬県議の会」の5会派14人が入会し、6人が出席した。

結成総会では、会の活動方針の大綱を定めた「要綱」について議論。各都県に事務局と世話を置くことも決めた。代表世話を選ばれた関口茂樹（リベラル群馬）は「無駄な公共事業があつてはならない。必要性を検証するネットワークをつくれば大きな力になる」と呼びかけた。会派や地域の異なる議員たちが今回結集したのは、「ダメの必要性の検証」という旗印の下だ。ただし、活動の間

□を広げる狙いから、現時点では、活動の要綱は、「事業の見直し」はもとより「見直し後の生活再建支援のための法の整備」まで踏み込んでいない。角倉邦良（同）は「八ツ場ダムは1952年に

「一人でも多くの人に八ツ場設中の八ツ場ダムの必要性を超党派で検証する「八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が19日発足し、自民党からも埼玉県議2人が名を連ねた。ダムは計画から半世紀以上が経過し、本体は着工し

2008.5.20 毎日新聞

自民も検証会に参加

群馬・八ツ場ダム
埼玉2県議
群馬長野原町に建設中の八ツ場ダムの必要性を超党派で検証する「八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が19日発足し、自民党からも埼玉県議2人が名を連ねた。ダムは計画から半世紀以上が経過し、本体は着工し

ていい。建設推進の与党からの加入で、建設見直しの機運が高まる可能性がある。

長野原町での八ツ場ダム事業を問題視する本県など六都県の都県議による「八ツ場ダムを考える1都5県議会議員の会」の設立総会が十九日、都内で開かれ、

本県の関口茂樹氏（リベラル群馬）が代表世話人に就任した。ダム事業の実態調査や監視、国交省に対する徹底した情報公開を求め、事業の見直しや地域住民の生活支援を検討する。

代表世話人に関口氏

6都県議で設立
ハツ場ダム会

都内で総会



設立総会であいさつする
関口氏（中央）

計画が浮上。2015年度が完成予定だが、本体工事は未着手だ。総事業費4600億円のうち、下流都県も受益の度合いに応じて計2493億円を負担することになっていく。総事業費は、昨年末に国

が工期の5年延長を発表したことを受け、さらに膨らむ可能性もある。公共事業見直しの機運が高まる中、下流都県の議員も議会で取りあげたり、現地を訪問したりしている。

群馬・ハッ場ダム裁判のご報告

平成20年4月25日

原 告 各位

ハッ場ダム住民訴訟馬弁護団
(文責:福田寿男)

1 事件

前橋地方裁判所(民事第2部合議係) 平成16年(行ウ)第43号

公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告—斎田友雄外18名 被 告—群馬県知事外1名

2 期 日

平成20年4月25日(金) 午後1時30分 第17回口頭弁論期日

前橋地方裁判所(2階)第21号法廷

3 出席者

原告側—原告7名、訴訟代理人3名

被告側—訴訟代理人1名、指定代理人7名 各出頭

4 内 容

(1) 左陪席裁判官の交代。

当方—平成20年4月25日付証拠申出書(坂巻氏)、同日付証拠説明書(甲B号証、甲D号証、甲E号証)、甲12(水戸地裁原告準備書面)、甲E21~26提出

先方—平成20年4月25日付証拠説明書(14)、乙238提出

(2) 当方は、大熊氏、奥西氏の各意見書の概要及び証人坂巻氏の立証趣旨を口頭で説明しました。

(3) その後、当方は「証人申請は今日の坂巻氏をもって最後である。あとは坂巻氏の意見書提出に2週間いただきたい。」と述べました(坂巻氏意見書提出期限は5月8日まで)。

これに対し、裁判長から今後の進行を問われて、弁護士は「本件ダム計画は国の計画であって被告県には当事者能力がない(!)。証人尋問の必要はないし、尋問を実施しても反対尋問をするつもりはないが、一応、国交省に照会して、不必要との意見書を作成・提出したい。そのため、次回までに被告側の意見書を提出することができるかどうか、自信がないが、できるだけ次回までに提出するようとする。」と述べました。

5 次回以降の期日

(1) 次回期日

平成20年5月30日(金) 午後1時30分 第18回口頭弁論期日

前橋地方裁判所(2階)第21号法廷

(2) 次々回期日

平成20年6月27日(金) 午後1時30分 第19回口頭弁論期日

前橋地方裁判所(2階)第21号法廷

6 報告集会の概要

上記裁判に引き続いで、午後2時より群馬弁護士会館3階大会議室において、報告集会が開催されました(参加者26名)。

報告集会では、裁判の報告の他、①本県における証人採用の見込み、②ハッ場ダム1都5県議員の会などの政治状況、③工期延長と事業費増額の問題、などについて話し合われ、その後、ストップさせる群馬の会総会が行われました。